

「フランス革命における民事立法」(8)

フランス近代法研究会

第二節 親子関係

一 子をもうけること、それは、婚姻の本質的な機能である。子を生むことは、両親と子とに、様々な義務と権利を生みだす。自然法は、これらの権利と義務とを、両親と子とに明らかにしている。しかし、親子間の相互の義務が、絶対的かつ明白なものに見えるのに対して、それぞれの権利は、習俗と考え方の状況に応じて、異なったもの、あるいは、相対立するものとしてさえ理解されることもある。そして、それこそが、旧制度下のフランスにおいて生み出されていたのである。成文法地方においては、息子は、不確定期間、父の絶対的権力の下におかれていた。家父長権 (*patria potestas*) は、ユスチニアヌス法典におけるとほとんど同じ程度に、(息子的人格と財産に及んでいた。家父長権の下にある息子にと

っては、結婚してしようと、子をもうけてしようと、高位高官に就いていようと、親権解除がない限り、完全な自立はありえなかつた。息子自身の子さえもその監督下ではなく、父の権力の下に置かれた。息子は、いかなる理由にもとづくものであっても、有効に遺言も、賃借も、義務を負うこともできない。自身の労働によって獲得したものでない限り、息子はいかなる財産をも所有することはない。その他の方法で息子が取得した財産については、その管理権と用益権を有するのは、父親である。相続にあたって、不利益を被むるのではないか、あるいは、ある一定の場合には、完全に相続権を剝奪されるのではないか、という不安によって、息子は、父親の思いのままにされ、決定的にその自由を奪われてしまう。慣習法(地方)においては、反対に、「家父長権は行われ

てはいなかった」。絶対的、かつ、無期限の權威は、断じて存在していなかった。家庭内の權力は、父と母とに同時に属していた。母の優しさは、父の厳しさを和げていた。この權威は、子の要求により種々の慣習に従って二〇歳もしくは二五歳、または子を常に解放する婚姻をもって終っていた。

父母は、子の財産に対する用益權さえも有していなかった。このことは、父母の權威がそれ自身の利益のためにさえも存在していないことを物語っている。この權威は、「一種の自然的後見」⁽¹⁾でしかないのである。人間的、真にキリスト教的なこの発想は、早い時期から、フランス人の本質的特徴である社交的性質を育もうとするイルドゥワッフランスおよびロワール河沿岸（以北）の地の風習と調和するものなのである。成文法（地方）および慣習法（地方）に、第三の法制度がつけ加えられていった。（フランスの）諸王は、「父母に対する子の自然の畏敬は、臣民のその主権者に対する当然の服従の端緒となるものである」⁽²⁾と考え、またその絶対的權力をローマ人の父権に基づいて理論的に構築しようとして、⁽³⁾家族法を王令により変容させ、國民の習俗と際立った対照をなす厳格な、専制的かつ苛酷な規範を全フランスに強制した。高

等法院は、それを残忍な正確さをもって適用した。

父母の矯正權は、強化された。品行が他の地域に比して、いっそう乱れる傾向にあるパリでは、とくにそうであった。「パリ市民および市外の職人および貧しい住民」である父母は、二〇歳まで彼らの子を投獄させる權利を有していた。父母の申立てに基づいて、ビセートル^①またはサルペトリエール^②に監禁するためには、おそらく一瞬の怒りにまかせて父または母を虐待したこと、放縦または怠惰であること、放蕩にふけること、あるいは、たんに放蕩にふける「明らかに危険な状態にある」ことで十分である。ビセートルまたはサルペトリエールでは、体力の許す限り「長時間、苛酷な労働に従事し」なければならなかった。文字どおり、強制労働（*galie*）⁽⁴⁾のはしりであった。父母は、広くこの權能を行使した。ある者たちは、父母の權威に従わないことを口実にして、再婚した子、三〇歳以上の男子、そして聖職者でさえも投獄するほど、濫用したのであった。そこで、高等法院は、家庭の權力を制限するために合法的な限界内で干渉した。⁽⁵⁾その不満からその子が受けることになる謂の残酷さにおびえて、父母は、子を許し、懲罰を免れさせようとしたときには、高

等法院は、その餌食を解き放すことを拒否した。父または母に向つてあえて手を振り上げた息子は、一〇年から二〇年の漕役刑、または無期の漕役刑にさえも処せられた。⁽⁶⁾

婚姻に対する父母の同意に関する王令を厳格に遵守させるために、歴代国王は、これを犯す者について過酷な刑罰の体系を定めた。父母の同意なくして、子が婚姻をすれば、その婚姻は無効であるばかりでなく、その子は相続廃除、さらには誘惑による誘拐罪の擬制によつて、死刑にも処せられた。⁽⁷⁾

したがつて、乱脈な生活を送ること、あるいはその恐れがあること、父母に服従しないこと、特に父母の同意のない婚姻をすること、また父母の意に反し、(本人同士が)真の愛を買こうとして、秩序ある社会に醜聞をもたらすこと、その後には必らず身分違いの婚姻という無秩序をもたらすこと、これらは、王権にとつては単なる軽罪どころか、かなりしばしば、拘禁刑、漕役刑、相続廃除および死刑に処すべき重罪とされた。さらに王権は、王の臣下であるバリ刑事代理官および大臣までが父母の申立てに応じ、いつでも(犯罪)予防のために関与し、ビセートルやサルペトリエールに、(子を)収監し、また司祭たちが、道徳的監視と子の矯正という名目

で、王権に協力したことも付け加えておこう。そうすれば、読者は、息子や娘たちに、いかなる重圧が加えられていたかを理解できるであろう。⁽⁸⁾ すべての組織的権力、王、高等法院、大臣、司祭、すなわち君主と教会が家庭内の権力に力を貸した。父母は、その面前では(だれもが)戦慄するような司法官の職務を執行した。⁽⁹⁾

このように見てくるならば、一七八九年以前においては、成文法におけると王令におけるとを問わず、慣習および習俗の一般的な寛大さにもかかわらず、父母と子の関係を規定していたのはローマ法の精神であつた。

この法制度は、一八世紀の習俗および考え方とは大きくかけはなれていた。この制度は、ダゲッソー⁽⁴⁾、ブイエ高等法院部長評定官⁽⁵⁾またはデュヴェリエ弁護士のような厳格な法律家を満足させ得ただけであつた。⁽¹⁰⁾ 啓蒙思想家達には、それは打破すべき専制としか思えなかつた。その上、改革を行うのはたやすいことであつた。すなわち、人間味および寛大さにあふれた慣習による伝統が、王令が公布されたにもかかわらず、一部にはいまだに存続していたからである。また、慣習上の伝統をねじ曲げてしまったすべてを破壊して全面的にこれを

立て直すだけで良かった。それこそが革命のなすべき仕事であつた。

二 しかも、家族を国家から独立した、政治的団体のような自由かつ平等の理念により支配される人的結合体とする。そうすれば、この結合体は、唯一のかつ特権を付与されたものとなる。なぜなら、この結合体は、唯一自然のものであり、かつ、まさにこれこそが革命家達の指導理念であつた。

國家の家族に対する介入は、できるだけ最低限にとどめられるべきである。反対に、國家は、法律によつて、家族が必要とする完全な独立性を与えようと努めるものとする。

家族は、自己の事柄を自分自身で決定する一個の団体を形成することになる。

國家の裁判所、およびそれに関与している司法官、代訴士、弁護士などの、ひどく貪欲なこの軍団の代りに、当事者によつて仲裁人として選ばれた四人の最も近い親族、友人、隣人から構成される家庭裁判所が、夫婦、子、近親者などの家族構成員間に生ずる紛争を解決するであらう。⁽¹¹⁾

すなわち、控訴審で、かつ、終審においてのみ判決を下す責務を負つた國家の裁判所での裁判を回避し、紛争を解決す

るために、家族内に治安裁判所の一種である勸解 (conciliation)⁽⁶⁾ を担当する裁判所が設置される。仲裁的な・迅速な、かつ費用をあまり要しない裁判によつて、この裁判所は、パリ市壁外の第三身分の願望にこたえて「家庭内の平穩と習俗の維持」とを保證するであらう。「この裁判所は、話し合いによる解決 (amiable compositions) によつて、様々な紛争や近親者間の憎悪という不幸を予防するであらう」。家族は、小さな共和国のように紛争の原因を排除し、深刻な事態の場合と、控訴された場合とを除いて、自らの責任において公権力の介入なしに、平和の回復に常に心がけるであらう。

同様に、家族の本質的目的である子の監護に関するすべてのことについて、國家は、社会的要請が厳密に必要とする範圍においてのみ、その影響力を行使する。しかしながら、國家権力の限界は、可變的であり、かつ、慣例上のものであるから、この限界の確定は、当然に、議論を呼ぶにいたつた。⁽¹³⁾

ミシェル・ルベルティエとロベスピエールは、七歳または八歳の年齢に達した子を両親から引き離し、その家族から遠く離れた学校に集めて住ませ、これらの柔軟な心をつかみ、

彼らを最も熱心な防衛者とする新しい思想を体得させるための共同訓練を彼らにすることを、提案した。

それは、家族の愛情がより合理的になり、かつまたより堅固になり始めたときに、それを打ち砕き、家族からその力、喜び、および魅力を奪うものであった。グレゴワール^⑧、レオナルド・ブルドン^⑨は、自然法および社会的利益の見地からも異議を唱えた。何故ならば、「祖国愛は、家庭の習慣にその根源を有する」⁽¹⁴⁾からである。国民公会は、無償で義務教育を行う初級の学校を設立したが、⁽¹⁵⁾それは、スバルタ式の公教育を強制するものではなかった。独裁的かつ専制的な法律（が支配する）時期においても、家族という私的な領域で優位を占めたのは、自由であった。

それ故に、父母は、制約を受けずに彼らの本来の役割を果たすものである。家族は、国家によって一度改革を受けたが、ごく限定された範囲内で国家の監督を受けるものとなった。

本号の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻（有斐閣、一九六〇年）、J・ゴデシヨ（瓜生洋一他訳）

『フランス革命年代記』（日本評論社、一九八九年）、Grand

フィリップ・サニヤック著「フランス革命における民事立法」(8)

Dictionnaire universel du XIX e siècle, Paris. *Petit Robert II SNL*-le Robert 1980. *Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse*. を参照した。

また、訳文中（ ）を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

原注

- (1) フルリ『フランス法における諸制度第一巻』Fleury, *Institution au droit français*, t. I, p. 226. ヤーン『フランス法における諸制度』Series, *Institution au droit français*, p. 20. ホンテ『ケルレマン慣習法注釈第九巻』Pohier, *Commentaire de la Coutume d'Orléans*, t. IX, p. 26°.
- (2) 一六三九年一月二六日の王宣。Isambert, *XVI*, p. 520°.
- (3) 王令の他に、学説としては、ボヌエ『聖書から引用される政治』に散見される。Bossuet, *La Politique tirée de l'Écriture sainte*, passim.
- (4) 一六八四年四月二〇日の規則 (*Règlement du 20 avril 1684*). Isambert, *XIX*, p. 442. (以上、原書三〇三頁 1・2・3・4)
- (5) 一六九六年一月二七日に追認された一六七三年三月九日のパリ高等法院判決 (*Arrêt du Parlement de*

Paris)° Archives nationales (国立古文書館。以下 Arch. nat. と略す) AD., 29.

「子が断じて再婚をえしていなければ、父のみがそこ(ヴィルヌーヴ・シュール・グラボワの監獄 (Prison de Villeneuve-sur-Gravois))に二十五歳まで彼らの子を収監させることができる旨を、また、彼らの子が再婚していた場合には、民事代理官 (lieutenant civil. 一四世紀からシャトール裁判所の民事事件を裁判するために、パリの市長 prévôt によって指定された裁判官。警察総代理官 lieutenant général de police の創設 (1667) まで刑事事件をも担当していた) の許可を得なければ彼らの子を矯正という口実で囚人せしめることはできない旨を、民事代理官は、適切であると判断すればより近い親類の何人かの意見を求めることができる旨を、本院は命ずる。」「父による矯正を口実の下に拘禁された三〇歳以上の男子また聖職者なえも監獄にいたのだから、しばらく前から家庭の判断から子の安全を担保する年齢は、断じて存在しなかった」ことを理由の二つとする。

(6) メルラン「論集」(Répertoire) 二六巻の四二—四三頁の「父権」を見よ。

(7) 一五五六年、一五七九年(第四一条)および、一六三九年の王命または王示。「本訳稿(5)原注(10)参照」(以上、原書三〇四頁1・2・3)

(8) 『パリ警察代理官、ダルシヤンソンの報告』 *Rapports du lieutenant de police d'Argenson*. 一八九一年。パリ、一二折版。モンタ・モンターノ『封印状』(西世界評

論) 第一一三巻。Funck-Brentano, *Les lettres de cachet*, Rev. des Deux Mondes, 一八九二年一〇月一五日 (6) ヴルヘ『法廷新聞』第六巻二号。Drouet, *Gazette des tribunaux*. 負債を負った未成年の息子は、シャトール(裁判所)で無期限の禁治産宣告を受けた。回想録、特に父の面前で味わった恐怖をよく伝えているシャトールリアンの『墓の彼方からの回想』Chateaubriand, *Mémoire d'outre-tombe*. 参照。

(10) メルラン、前掲注(6)四四頁。パリ高等法院弁護士、デュヴェリエの演説は、一七八五年に、ダゲッソウの発言に依拠してなされた。ブイエ『ブルゴニー慣習法』前掲書。(以上、原書三〇四頁1・2・3)

(11) 一七九〇年八月一六—二四日のデクレ、第一〇章。デュヴェルジエ『一七八八年から一八二四年までの法律、デクレ、オールドナンス、命令、コンセイユデタ命令集』Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat... de 1788 à 1824*, Paris, 1824-1878, 第一巻 三三七頁。各当事者は、親族の中から二人の仲裁人を選任する。仲裁的裁判 *décision arbitrale* によって権利を侵害されたと考える当事者は、終審として裁判するディストリクト裁判所に控訴することができる(同デクレ一三—一四条。家庭裁判所 (tribunal de famille)° 家族会議 (conseil de famille)° 家族会 (assemblée de famille) とする名称は、いずれも同一のものを指す。ヴルヘ『法廷新聞』Drouet, *Gazette des tribunaux*, t. II, pp. 200 et suiv. 司法評議會決

定、参照。

- (12) シヤサン『一七八九年パリにおける選挙と陳情書』
Chassin, *Les Elections et les cahiers de Paris 1789*,
documents recueillis, Paris, 1888-1889, 第四卷 四四六
頁。

- (13) 一七九三年七月一三日に、ロンスベールによって朗
読されたミシユル・ルメルタイエの著作 *Ouvrage de*
Michel Lepelletier. Moniteur, X, VII, 134 et suiv. グラハ
ールの演説 *Discours de Grégoire*, *id.*, XVII, 358, 22
octobre 1793. 国民公会は、ボルモン (*J. Bourdon*) の
法律案を議決した。*id.*, XIII, 173. ルメルタイエは、五歳
の年齢に達した子を親から引き離すことを提案した。無
償、かつ、義務教育のみを定めた共和暦二年霜月二十九日
のデクレは、六歳以上八歳までと定めた。(訳者注)
Sagnac 原文は *fixe six à huit ans* デクレ本文第三節第八
条は、*Les enfants ne seront point admis dans les écoles*
avant l'âge de six ans accomplis ; ils y seront envoyés
avant celui de huit. (満六歳以下の子は就学できない。
八歳以前に入学するものとする。)(以上、原書三〇六頁
1・2・3)
- (14) グレゴワールの発言 *Moniteur*, X, VII, p. 360.
- (15) 共和暦二年霜月二十九日のデクレ (一七九三年十一月
一九日) *J. B. Duvergier*, *op. cit.*, (Paris, 1824-1878),
t. VI, p. 428. (以下、原書三〇七頁 1・2)

訳注

フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」(8)

① ビセートルは、Winchester の司教であるジャン・ド
ウ・ポントワース (Jean de Pontoise) により、一七八
五年に建てられた城の名である。その名は Winchester
に変わり、その後、Bicêtre になった。一四〇〇年に、
ジャン・ドゥ・ベリー (Jean de Berry) 公爵は、それを
營をつくした邸宅にしたが、一四一一年に荒された後、
一六三二年にルイ一三世により取り壊された。国王は、
一六三四年にその場所に傷痍軍人のための施設を建てた。
その施設は、アン・ハリッマの建設の後、放浪者、精神異
常者、そしてプレストヤトウ・ロン後の送刑場への移送間
近の徒刑囚のための監獄に変えられた。今日では、ビセ
ートルは病院になっている。

② オピタルの名に戦慄したシュバリエ・デ・グリュエーは、
そこに収監されたマノンを思い浮べることが言うべから
ざる苦痛であったという。不名誉である以上にどのような
待遇を受けているかと思えば、いかなる犠牲を払って
も助けだそうと決意し、彼女の付添人にルイ金貨を握ら
せることで一度は、マノンを救いだすことができた。し
かし二度目に逮捕された時、彼女は多数の浮浪者とともに
にミッシンビーへ送られることが命じられ、再びオピタ
ルへ送りこまれることになる。そしてル・アールへ移
送の折、彼女の強奪をはかるが、失敗してしまふ。

アメ・ブレヴォーの小説「マノン・レスコー」で書か
れているオピタルすなわちサルベトリエールである。

老女救済院またはラ・サルベトリエールは、一六四八
年の条例で、身持の悪い女、好ましくない女性を收容

するために、プチ・アルスナルの川向うにその場所が定められた。一六五六年の王示で、この施設を病院としても使用することが決められ、王より下賜金が出された。名前の示すように火薬製造用の硝石工場であった建物を四万リールをかけて改築、改装し、共同寢室を作り、貧しい女性と二歳から七歳までの捨て子、さらに乞食の夫婦を収容した。一六八四年にメゾン・ド・フォルス（監獄）という特別区域が作られ、刑事裁判で禁錮重労働の刑を課せられた者が、ここに収容されたが、王令、行政手段、警察によって投獄された者は、特に厳しい強制労働をさせられた。また同年の法令で、父母または夫の訴えによって収容された娘や妻は、娼婦、犯罪者と同じ規則を適用されることになったが、更生の機会をあたえるために収容区域は異なった。一七八〇年には季節のよくない時に病院への移送はよくないというので、病棟が建てられた。しかし、革命前年の一七八八年に八千名の収容者を教え、「むしろ死なせた方が彼らにとって幸せであろう」という悲惨な状況が、革命中ロシュフコー・リャンクールとカミュの報告書で述べられている。最も悲惨だったのは（女の）狂人たちで、回復の見込みなしと診断されれば、光と空気だけがわずかな扉から入るだけの独房に鎖でつながれていた。セヌ川の冬の増水期には、下水道から大きな野ネズミが監房にはいり、弱い者たちは、ネズミにかまれて死亡することさえ起った。

このような状態がようやく改善されたのは、犯罪者や

娼婦たちを別の施設へ移し、子供たちは孤児院へ、夫婦はプチット・メゾンへとそれぞれ収容先を変えてからであった。収容者は半数の四千人となり狂人の処遇も改善され、一八二三年に老齢の貧窮者と精神病患者を収容する老女救済院と改称された。

③ Lieutenant criminel à Paris. (パリ刑事代理官)

一三三七年民事代理官 (lieutenant civil) と同時にパリに設置され、国王代理官 (prévot de Paris) の下の四代理官の一つとして、シャトレで職務を執行した。王権は一四九三年にプレヴォアールから刑事代理官の任免権をとり上げ、一六世紀には売官となり、一六八四年では二〇万リールであった。一六七〇年の王令で、刑事事件の予審と、七人の評定官とともにパリのプレヴォアールのすべての犯罪に対する、終審判決を下す権限があたえられた。各地方の裁判管区でもパリと同じく、刑事代理官が設置され、裁判に関する全権を保持しようとする国王総代理官としばしば争いを起した。このポストへの就任可能年令は、管轄区によって二七歳または三〇歳とされた。刑事代理官は、民事代理官、特別代理官と同じく赤い法服を着用したが、これは短服を着用した刑事代理官 (lieutenant criminel de robe courte) から区別するものであった。この短服の刑事代理官は、本来は軍職で、放火、不敬罪、通貨偽造、辻強盗、暴動などの犯罪を扱い、すべての現行犯逮捕にあたる巡査隊も指揮した。このポストは一五二六年フランソワ一世の王令で設置され、高等法院の承認後、売官となったが、一六世紀末には刑事

部で発言権を持つようになった。一七八三年からこのポストが消滅した大革命の開始までは、シャトレン裁判所での裁判権を失い、単なる治安維持のための警察官僚に格下げされた。

- ④ AGUESSEAU, Henri-François D' (1668-1751) フランス革命前の大法官。当時、司法職にあった国家の最重要人物の一人。リモージュに生まれ、パリに死す。一七四六年に、百科事典の刊行の認可に署名し、合理主義者および人道主義者の側面も有する。法律家としての多くの著述(贈与契約に関する彼の *Grandes Ordonnances* (一七三二)、遺言(一七三五)、立法の統一および明確化のための膨大な草案、ならびに慣習を成文法に代替するための多くの草案など)から、民法典の先駆者であるとも言われる。一七五〇年、すべての職務を辞任している。

- ⑤ BOUIER, Jean (1673-1746) フランスの司法官および博学の人。ディジョンに生まれ、同地に死す。ディジョン高等法院の部長評定官であった彼は、サロンを主宰し、有名な図書館を有していた。国王の命令により、フランスで発行されるすべての著書が彼に送付されることとされていた。一七二七年、フランス・アカデミーの会員となる。

- ⑥ 訴訟前、あるいは訴訟の過程において、訴訟当事者間における協議によって解決することをいう。訴訟当事者は、自主的に紛争を解決する権能をもち、国家による強制的紛争解決権能に優位するという考え方に立脚する

フィリップ・サニャック著「フランス革命における民事立法」(8)

(江藤价泰、フランス民事訴訟法研究、日本評論社、一九八八年、一七〇—一七二頁参照)。

- ⑦ *amiable composition*: 「法によるのではなく衡平によって、通常の規定に従うことなく判断をなす権限を当事者から与えられ」仲裁をおこなうことをいう(中村敏一・新倉修・今関源成監訳、『フランス法律用語辞典』、三省堂、一九九六年、二二ページ *Amiable compositeur* の項目参照)

- ⑧ Henry Grégoire (一七五〇—一八三二) プロワ市の立憲派司教、立憲議會議員、国民公會議員。(フランス大革命[マチエ著ねじまきし・市原豊太訳])

- ⑨ Leonard Bourdon (一七五四—一八〇七) 政治家、国民公會議員。エペール派革命党員であり、シロンド党員。ロベスピエールに対して敵意を抱く。熱月(共和暦の第一一月)には、山岳党の指導者たちを逮捕する者の一人となる。

補注

原注(8) 関連

— *Lieutenant général de police*. (警察代理官)

当時急務であったパリの治安維持をはかるため、かつての民事代理官の職務の一部を移譲して創設された。一六六七年コルベールが招集した治安会議で立案され、同年三月のエディで初代の代理官はニコラ・ド・レニ(一六六七—一九七)に決められた。ルイ十四世の治世でこの代理官を務めたのは、レニとダルジャンソンの二人だけ

であった。プレヴォの下の地位ではあったが、秘密をにぎった王の腹心の官吏として、大臣クラスのポストであり、「パリ担当大臣」とも呼ばれ、ルイ十四世はしばしばさし向いで話した。パリのすべての治安、行政を司り、八〇〇人の監視人とスパイを使って、教会にも介入し、家庭内での宗教行事の励行をも監視した。また地下出版物の取締りにあたり、シャトレで裁判を行う司法官でもあった。

二 ダルジャンソン (Voyer-D'Argenson, Marc-René de) (一六五二—一七二二)

一六五二年、ヴェニスに生まれる。父は当時ヴェニス駐在大使であった。洗礼の時、ヴェニス共和国は代母をつとめ、聖マルコ騎士の称号を贈った。一六七九年、アングレームバイイ管区の総代理官となる。コーマルタンの世話で時の財務総監、後に大法官となるボンシャルトランと近づきになり、コーマルタンの妹を妻とする。この結婚を認めたボンシャルトランの庇護により、世に出るために絶対不可欠であった調査官の職を一六九五年に買いとることができた。またボンシャルトランの後盾で一六九七年初代レニの後を継いで二代目のパリ警察代理官となる。このポストの眞の設立者はダルジャンソンだと言われているが、その成功の秘訣は、迅速な彼の行動力と騒ぎを大きくさせない穏密性にあった。ヴォルテールは、生まれと能力からいえば、このポストは、決してふさわしいとはいえないものの、生涯の終りに就任した大臣職よりはるかに功績は顕著だといっている。軍職に

就いても立派に勤めたであろうから、ヨーロッパで唯一フランスのみが、旧貴族と法服貴族が職を分かちもちつとができた顕著な例だとも指摘している。

ダルジャンソンは二一年間警察代理官の職にあった。ルイ十四世時代に王からポルロワイヤル・デジャンの修道院の解散、閉鎖をもちかけられ、それを実行したために多くの中傷、誹謗を受けることになった。オルレアン公のもとでも、公の若年時代の失敗のみみ消しを権威を傷つけることなく行なったので、摂政になった後も、彼の忠勤にむくいるため代理官の職を解かなかつた。顧問会議では、内政会議の一員として参加、一七一八年財務委員会議長と国璽尚書となり、高等法院と対立するオルレアン公との間に立って、一種のクーデターともいえる一七一八年八月二六日のチェイルリの親臨法廷をすでに六十才であったが、精力的に強固な意志で乗りきった。一七一九年聖ルイ勲章を受け、大法官となり、ルイ一四世晩年からの社会的混乱を収めるための政策を積極的に進めたことは、フォントネルの述べているところである。ロシシステムの危険性について警告を発したが、世論の支持をえられず、一七二〇年財務顧問会議長を自ら辞任。オルレアン公の信任は失わず治安の責任者として国璽尚書の地位はしばらく続けたが、同年これも辞任し、再びダゲッソーが後任となる。自邸に引退し、一七二一年三月八日死す。ロシシステムの崩壊による大混乱の責任の一端はダルジャンソンにありとする民衆の騒ぎを警戒し、一家の墓のあるサンニコラ・ド・シャルドネ教会まで、

二人の息子は葬列を組むことができなかった。一七一年から科学アカデミー名誉会員、また同一八年アカデミー・フランセーズ会員。よき趣味と風雅の才人と、フォントネルは讃辞をよせている。

ヴォルテールは『ルイ一四世の世紀』でページをさき、一篇の短い詩をダルジャンソンにささげた。年間三〇万フランの収入のある尚書のポストに就任した時は貧しく、辞任した後もわずかの財しか手にしなかったといわれている。ルイ一四世から王に報告義務のない内密の財産管理を依頼され、これによって容易に私腹を肥すことができるはずだったが、死の際に彼の残した財産の額は、ほんのわずかであった。王(ルイ一五世)は残された三人の子供たちに年金をあたえることを考えたといわれる。

ロシシステムの時期には株を所有せず、また投資にも加わらなかったが、これがローと不仲になった最初の原因だと、息子は回想録の中で述べている。

原注(9) 関連

シャトーブリアンが『墓の彼方からの回想』の執筆に専念するのは、七月革命後政界を引退してからであった。「コンブールの暮し、昼と夜」と題する第三巻第三章には、次のような父の回想が書かれている。「私の父はつねに儀式ばっかりで……無口で非社交的な気質であった。……夏も冬も朝四時に起きた。……夕食後、家族全員が暖炉のある大きな部屋に集まると、姉とシャトーブリアンの二人は部屋の隅で、小声で二、三言葉を交わした。父が近づいてくると口をつぐんだ。父から『何を話

していたんだ』と言われると、恐怖に捕われた二人の子どもは何も答えることができなかった。父が寝室に向って出てゆくと、「まじないが砕かれた。母と姉と私は、立像に変形させられていたが、三人は生の機能を取戻した。魔法がとけた最初の効果は言葉の横益によって表れた。もし沈黙がわれわれを制圧していたら、今に目に物見せたことであろう。」

次の第四章では、家族や召使い達を自分から隔離し、それぞれに室をあたえていた父の意向で、張出し式の小塔、シャトーブリアンのいう「幽霊の出るという天守閣の入室」に住まわせられたことが書かれている。「父は私を死人と一緒に寝かせていたのかも知れない。」

「父の死」と題する第四巻第五章では、父の死の報に接した折のシャトーブリアンの感懐が書かれている。前巻の幼い頃大広間を雄然と歩いていた父の姿を思い浮べて、心が安まったこと。この当時ベルリン大使であった自分のことを剣ではなくペンでベルリンを征服したことは、一つの墮落としか父は認めなかったろう。ブルターニュ人としての父は、政治的には反王権のフロンド派であり、反イスラム主義者であった。もともと、外にあらわれた敵しい専制的な態度と、息子の生き方には賛成しなかったとはいえ、それでも自分のことをやさしく愛してくれていたのではないかと、シャトーブリアンは言う。歴戦の将でプロテスタントの大弾圧者であったモンリック元帥が息子を亡くした時の回想録を引用しながら、シャトーブリアンは父の愛について語る。「これ以後、私

には主人がいなくなり、自分の運命を自由に決めることができた。しかし、この自由を私は恐れた。……父の死とともに私の生涯の第一幕が終ろうとしていた。父という中心は空虚になり、そのことで私はあたかも、見捨てられ、孤独を感じる事ができるようになったかのよう
に、父という中心をなつかしんだ。」

(代表〓江藤价泰、会員〓瓜生洋一、荻原貞正、貴田晃、白石裕子)